

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 23 日

(一社) 岡山県薬剤師会
(一社) 岡山県医薬品登録販売者協会
岡山県登録販売者協会
岡山県医薬品配置協議会

御中

岡山県保健福祉部医薬安全課

一般用医薬品の濫用防止に関するポスターについて

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会員への周知方よろしくお願ひします。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますので、念のため申し添えます。

記

アドレス <https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

事務連絡
令和5年3月22日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

一般用医薬品の濫用防止に関するポスターについて

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一般用医薬品等のうち、濫用等のおそれのある医薬品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」（昭和36年厚生省令第1号）第15条の2の規定に基づき、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」（平成26年厚生労働省告示第252号）により指定されていますが、その対象について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第5号）により改正し、令和5年4月1日から適用することとしています。また、その取扱い等について、「「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について」（令和5年2月8日付け薬生発0208第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）によりお示しするとともに、貴管下の薬局開設者等に対する適正販売の推進に係る適切な指導及び濫用等に関する防止啓発等に努めていただくようお願いをしてきたところです。

今般、一般用医薬品の濫用等を未然に防ぐことを目的とし、別添のとおり啓発ポスターを作成し、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204128_00007.html）に掲載しました。ダウンロードの上、店舗へ掲示等してご利用いただくよう貴管下の薬局開設者、店舗販売業者及び関係団体への周知をお願いいたします。

あなたと、
あなたのご大切な人が、
飲み込まれないように。



医薬品を用法・用量を守らずに過量に摂取する「オーバードーズ」は、健康被害を引き起こしたり、やめられなくなったりするおそれがあります。自分や周囲の人が苦しんでいる場合、医師または薬剤師に相談しましょう。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare